

改良土の使用に関する承認基準

第1節 目的

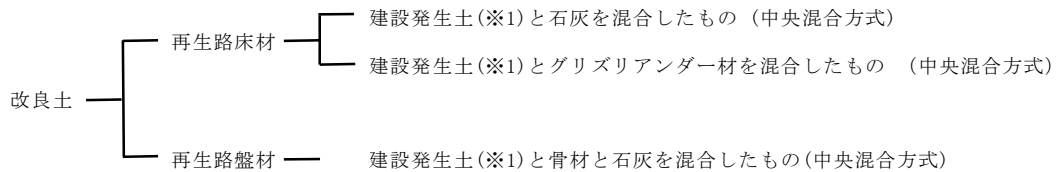
本基準は承認工事及び占用工事にて改良土の使用に関する基準を示す。

第2節 適用

本基準は豊橋市が管理する道路の承認工事及び占用工事に適用する。

第3節 材料の定義

本基準における材料の定義を以下に示す。



	上層路盤	下層路盤	路床	路体
再生路床材	×	×	○	○
再生路盤材	○※2	○※2	○	○

※1. 産業廃棄物に該当しない性状のもの

※2. 再生砕石のリサイクル循環の観点等の理由から当面の間は路盤部分の材料は標準図に示すC-40又はRC-40のみを使用とする。

第4節 再生路床材

4-1 製品の品質基準

- ① 第二種改良土（コーン指数 800kN/m²）以上のものであること
- ② 生産過程で使用する固化材は生石灰（1号・特号）もしくは消石灰（1号・特号）であること
- ③ 最大粒径 40 mm以下であること
- ④ 設計 CBR20%以上のものであること
- ⑤ 強度・耐久性を阻害する不純物を含まないこと
- ⑥ 水素イオン濃度（pH） 5.8～8.6
- ⑦ 化学的酸素要求量（COD） 70 mg/L 以下
- ⑧ 環境基準 8 項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素）が基準に適合していること

4-2 品質の確認方法

プラントにて提出される定期試験の品質証明書を申請書に添付すること。

① 日常試験

試験頻度：出荷日ごとに一回

試験項目：締固めた土のコーン指数試験及び pH 試験

② 定期試験

試験機関	公的試験機関
試験頻度	1 回以上/年
試験項目	① 設計 CBR 試験 ② 土の液性限界・塑性限界試験 ③ 土の粒度試験 ④ pH 試験 ⑤ 土壌環境基準試験 ⑥ 化学的酸素要求量（COD）試験 ⑦ コーン指数試験

第5節 再生路盤材

5-1 製品の品質基準

① 生産過程で使用する固化材は生石灰（1号・特号）もしくは消石灰（1号・特号）であること

② 再生路盤材に用いる材料の品質は表5-1のとおりとする

表5-1 再生路盤材に使用する材料の品質

項目	規格値
PI（425 μ mふるい通過分の塑性指数）	6～18
修正 CBR 試験	10%以上

③ 再生路盤材の品質は表5-2のとおりとする

表5-2 再生路盤材に使用する製品の品質

項目	規格値
一軸圧縮強さ（10日間）	0.7MPa 以上

④ 再生路盤材に使用する骨材は最大40mm以下とし、粒度範囲は表5-3のとおりとする

表5-3 再生路盤材に用いる骨材の粒度範囲

ふるい目の開き		規格値
通過質量百分率 (%)	53.0mm	100
	37.5mm	95～100
	19.0mm	50～100
	2.36mm	20～60
	0.075mm	2～20

⑤ 環境基準8項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素）が基準に適合していること

5—2 品質の確認方法

プラントにて提出される定期試験の品質証明書を申請書に添付すること。

① 定期試験

試験機関	公的試験機関
試験頻度	1回以上/年
試験項目	① 単位容積質量試験 (kg/ℓ) ② 土の液性限界・塑性限界試験 ③ 突き固めによる締固め試験 ④ 一軸圧縮強さ (10日間) ⑤ ふるい分け試験 ⑥ 土壌環境基準試験

第6節 改良土使用の承認

道路占用許可申請及び承認工事申請時に改良土使用部分を図面にて明確にすること。また、品質証明書を申請書に添付すること。

第7節 施工方法

施工方法については、愛知県土木工事標準仕様書によるものとする。

第8節 施工の確認方法

工事完了後、完了届の提出にあわせ、出荷証明書を添付すること。
写真管理については愛知県土木工事施工管理基準によるものとする。

第9節 維持管理について

占有者は「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」を遵守すること。

附則

(施行日)

1. この基準は令和2年12月1日より施行する。